

令和6年度各会計決算審査特別委員会（第2日目）

- ◎ 招集年月日 令和7年9月29日（月）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和7年9月29日（月） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 令和7年9月29日（月） 午前10時50分

◎ 出席委員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 2番 | 花井泰子 | 6番 | 山田顕人 |
| 3番 | 笠松悦子 | 7番 | 一之谷 駿 |
| 4番 | 五十嵐捷爾 | 8番 | 野口久美子 |
| 5番 | 吉田峰一 | 9番 | 木村 一 |

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

- | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 西山和夫 | 生活福祉課長補佐 | 石田由美子 |
| 統 括 監 | 三原知明 | 戸籍住民係長 | 小林雪絵 |
| 総務課長 | 森永 茂 | 福祉医療係長 | 島野右蘭 |
| 生活福祉課長 | 笠松さおり | 包括支援係長 | 吉田太郎 |
| 地域包括支援センター長 | 笠松さおり | 健康推進係長 | 佐藤書子 |
| 税務会計課長 | 歸山淳一 | 農業水産振興課長補佐 | 沖津優也 |
| 農業水産振興係長 | 南 一 貴 | 産業担い手対策推進係長 | (沖津優也) |
| 商工林業振興課長 | 南 和 敏 | 農業振興係長 | 森 慎太郎 |
| 政策調整課長 | 大谷晃介 | 林業振興係長 | 小林 亮 |
| 建設水道課長 | 澤田浩一 | 商工観光係長 | 佐藤 剛 |
| 教 育 長 | 堂下則昭 | 管 理 係 長 | 高田貴明 |
| 学校教育課長 | 長谷川将之 | 土 木 係 長 | 堂守真豪 |
| 社会教育課長 | 佐藤辰治 | 管 財 係 長 | 東出亮二 |
| スポーツセンター長 | (佐藤辰治) | 上下水道事務係長 | 高橋秀平 |
| 知内高等学校事務長 | 高田正志 | 学校教育課長補佐 | 筒井俊介 |
| 学校給食センター長 | (長谷川将之) | 社会教育係長 | 岡本遼太郎 |
| 代表監査委員 | 木村和義 | スポーツ振興係長 | (岡本遼太郎) |
| 総務課長補佐 | 赤松拓也 | 文化財係長 | 竹田 聡 |
| 財政係長 | 川口大地 | | |
| 政策広報係長 | 横山涼太 | | |

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 上野真吾 |
| 議 事 係 | 舘岡玄武 |

令和6年度決算審査特別委員会議事日程

(第2号)

令和7年9月29日(月) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1	認定第 2 号	令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第 3 号	令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第 4 号	令和6年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第 5 号	令和6年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
第 5	認定第 6 号	令和6年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(笠松悦子)

おはようございます。

只今の出席委員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

引き続き、決算審査を進めて参ります。

● 認定第2号 令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長(笠松悦子)

次に日程第1、認定第2号、『令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

木村代表監査委員。

◎ 代表監査委員(木村和義)

おはようございます。それでは、国民健康保険事業特別会計審査意見を述べさせていただきます。

お手元の会計歳入歳出決算の18ページをご覧ください。

令和6年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額は5億1,255万8千円、歳出総額は5億1,001万7千円で、対前年度比では、歳入は0.4%、歳出は1.2%の増となっています。

本年度の実質収支は254万1千円で、これから前年度実質収支を差引いた単年度収支は、

402万7千円の赤字となっております。

過去5年の歳入歳出決算状況は18ページの表16のとおりです。

次に決算状況ですが、18ページの①の歳入、19ページの②の歳出については記載のとおりになっておりますので、後程お目通し頂ければと思います。

資料20ページの収納状況について、若干述べさせていただきます。令和6年度における保険加入世帯は558世帯で、令和6年度3月末現在の町の全世帯数が1,999世帯となっており、加入割合は27.9%となっております。

国民健康保険税における収納状況は、調定額1億774万2千円に対し、収入済額は1億425万円で、収納率は96.8%、前年度においては95%となっております。そのうち現年度分は調定額1億325万7千円に対し、収入済額が1億118万3千円で、収納率は98.0%、前年度においては97.1%となっております。

滞納分については調定額448万4千円に対し、収入済額が306万7千円、収納率68.4%、前年度は71.8%となっております。

また、現年度分の収入済額は、前年度と比較して117万3千円の減、滞納分は8万3千円の減となっております。以上で報告を終わらせて頂きます。

一部訂正があります。申し訳ございません。先程の1番現年度分の収入済額は前年度と比較して117万3千円の減、滞納分は83万2千円の減となっております。申し訳ございません。以上です。

◎ 委員長（笠松悦子）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

決算書の107ページになります。

令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明致します。令和6年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の107ページをご覧ください。

知内町国民健康保険事業特別会計歳入総額は、5億1,255万7,802円、歳出総額は5億1,001万7,056円、歳入歳出差引残高は254万746円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては、254万1千円となっております。

歳入からご説明致しますので、109ページをご覧ください。収入済額の主なものをご説明します。1款国民健康保険税は1億424万9,747円で、不納決算額については2件で7万7,700円、収入未済額341万4,185円となっております。3款道支出金は3億5,415万3,715円で、主なものは道からの普通交付金と特別交付金です。1款国民健康保険税から7款諸収入までの合計は5億1,255万7,802円となっております。

次に歳出について説明致しますので、115ページをご覧ください。

支出済額の主なものをご説明します。2款保険給付費は3億3,702万5,715円で、これは療養諸費や高額療養費等となっております。3款国民健康保険事業費納付金は、1億

4, 310万円で、これは北海道への納付分です。1款総務費から次のページの10款予備費までの合計は、5億1,001万7,056円となっております。以上で国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（笠松悦子）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ございませんか。

6番、山田委員。

◎ 6番（山田顕人）

歳入の部分なんですけれども、決算書の109ページですか、実績書の方で23ページですね。表記の方がちょっとどうなのかなっていうところがあるんですけれども、収入済額、109ページの一番下の部分ですね。1番下にならないのか、国保税の部分だから。上から2番目の行になると思いますけれども、収入済額1億424万9,747円、不納欠損額が7万7,700円と収入未済額341万4,185円となっております。それで実績書の23ページの1番下の方ですね、合計の①+②という所で未収入額と、こちら決算書の方の収入未済額この辺が数字が一緒になるんだろと思うんですけども、誤差があるというのはどうしてなのかなっていう、ちょっとお聞きします。

◎ 委員長（笠松悦子）

生活福祉課長補佐。

◎ 生活福祉課長補佐（石田由美子）

実績資料の数字の未収入額は不納欠損額が含まれていない数字で349万1,885円になっておりまして、決算書にあります不納欠損と収入未済額合計しますと、実績額の未収入額になると思われまます。以上です。

◎ 委員長（笠松悦子）

6番、山田委員。

◎ 6番（山田顕人）

不納欠損額が決算書の方は入っていないという事で、それを足すと実績書の方の数字になるということで理解致しました。

まずですね、不納欠損額の部分があるんですけれども、機構引受額だとかその辺りの滞納分の所もそうなんですけれどもね、この辺りは保険税を支払われていないということで理解するんですけれども、この期間、支払われていない期間ってというのは病院に行って10割払わなきゃいけないものなのか、それとも適応になっているのか、その辺りどういう状況になっているのかちょっとお知らせ願います。

◎ 委員長（笠松悦子）

生活福祉課長補佐。

◎ 生活福祉課長補佐（石田由美子）

ご説明します。滞納者の方にはですね、分納誓約だとかをして頂きまして誓約が完了した方には期間を定めました保険証を交付しております。ですので、その保険証では通常通り3割または2割の適用で病院にかかる事が出来ております。以上です。

◎ 委員長（笠松悦子）

6番、山田委員。

◎ 6番（山田顕人）

分納されてその辺の誓約というか、されてる方は当然使えるということで期間が支払われなかった期間を過ぎてしまえば、どういう形になるのかな。分かります。

◎ 委員長（笠松悦子）

生活福祉課長補佐。

◎ 生活福祉課長補佐（石田由美子）

ご説明致します。納税誓約は1カ月に一度ですとか、年金月の2カ月に一度ですとかの納期期間を設けていまして、それに移行されない場合は、保険証当然公布されないわけですが、そうなった場合でも保険にかかった場合の領収証を被保険者の方がお持ちになって納税誓約が誓約待たされたりですとか、履行された場合はまた保険証交付になりますので、その領収証を持って頂きますと給付という形で、償還払いをしております。以上になります。

◎ 委員長（笠松悦子）

よろしいですか。

◎ 6 番（山田顕人）

分かりました。

◎ 委員長（笠松悦子）

あと質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第2号、令和6年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第3号 令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（笠松悦子）

次に日程第2、認定第3号、『令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。

監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明致します。令和6年度知内町各種事業会計歳入歳出決算書の124ページをご覧ください。

知内町後期高齢者医療特別会計歳入総額は9,002万4,247円、歳出総額は8,776万5,295円、歳入歳出差引残高は225万8,952円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては、225万9千円となっております。歳入からご説明致しますので、126ページをご覧ください。

収入済額の主なものを説明します。1款後期高齢者医療保険料は5,607万2,800円で、収入未済額は60万900円となっております。3款繰入金は3,244万4,428円となっております。

1款後期高齢者医療保険料から5款諸収入までの合計は9,002万4,247円となっております。

次に歳出について説明致しますので、129ページをご覧ください。

支出済額の主なものを説明します。1款総務費は425万6,748円で、内容は検診費用やシステム利用料等となっております。2款後期高齢者医療広域連合納付金は8,200万1,528円となっております。1款総務費から4款予備費までの合計は、8,776万5,295円となっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。よろしく願致します。

◎ 委員長（笠松悦子）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号、令和6年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第4号 令和6年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（笠松悦子）

次に日程第3、認定第4号、『令和6年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。

監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（笠松さおり）

令和6年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明します。決算書の132ページをご覧ください。

知内町介護保険特別会計歳入総額は5億4,583万2,225円、歳出総額は5億1,852万4,905円、歳入歳出差引残高は2,730万7,320円です。

次のページをご覧ください。実質収支につきましては2,730万7千円となっております。

歳入からご説明致しますので、134ページをご覧ください。保険事業勘定の歳入になります。歳入済額の主なものを説明します。1款保険料は9,579万7,600円で、収入未済額は71万6,600円となっております。3款国庫支出金は1億3,277万7,409円で、介護給付費による国庫負担金及び補助金です。4款支払基金交付金は1億1,937万9千円で、社会保険支払基金から交付される交付金です。

5款道支出金は7,665万6,889円で、介護給付費にかかる道負担金及び補助金です。1款保険料から9款諸収入まで、歳入合計は5億4,286万5,725円となっております。次に136ページをご覧ください。介護保険事業勘定の歳入合計は296万6,500円となっております。137ページをご覧ください。保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を合わせた歳入の総合計は5億4,583万2,225円となります。

次に歳出についてご説明致しますので、146ページをご覧ください。保険事業の歳出です。支出済額の主なものを説明します。2款保険給付費4億1,905万7,639円で、保険給付費や高額介護サービス等給付費等となっております。4款地域支援事業費5,250万9,782円で、介護予防生活支援サービス事業費や包括的支援事業費・任意事業費となっております。5款諸支出金3,742万3,713円、前年度の介護給付費負担金等の返還金となっております。保険事業勘定の歳出総額は5億1,555万8,405円です。

次に148ページをご覧ください。介護保険サービス事業勘定の歳出合計は296万6,500円となっております。149ページをご覧ください。保険事業勘定及び介護サービス事業勘定を合わせた歳出の総合計は5億1,852万4,905円となります。以上で介護保険特別会計の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（笠松悦子）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第4号、令和6年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

ここで説明員を入替えます。
暫時休憩致します。
休憩を取り消し、会議を再開します。

● 認定第5号 令和6年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長（笠松悦子）

次に日程4、認定第5号、『令和6年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

木村代表監査委員。

◎ 代表監査委員（木村和義）

それでは、令和6年度知内町水道事業収益について報告させていただきます。

水道事業収益は1億1,619万9千円で、これは税抜きです。対前年度比では1,523万2千円（△11.6%）の減となっております。

水道事業費用は1億3,618万8千円（税抜）で、対前年度比1,000万9千円（△6.8%）の減となっております。純損失は1,998万9千円となり、対前年度比で522万3千円（35.4%）の増となっております。この主な要因としては、前年度の資産の除却に伴い長期前受金の残額を長期前受金戻入として収益化したことと、資産減耗費が計上されたことによるものであります。

また、収益率は85.3%で対前年度比4.6ポイントの減となり、総排水量に対する有収率は72.6%で対前年度比1.6ポイントの増となっております。

なお、収益的収入及び支出の状況は、2ページの表1又は用途別給水量比較は4ページの表3、使用水量別給水数及び検針水量の比較は4ページの表4の通りでありますのでご覧下さい。

それでは資本的収入及び支出について報告致します。

資本的収入は535万9千円（税込）で、対前年度比2,254万1千円（80.8%）の減です。資本的支出は2,546万3千円（税込）で、対前年度比4,886万円（65.7%）の減となっております。

資本的収支は、2,010万4千円の赤字となり、対前年度比で2,631万9千円（56.7%）の増となっております。この主な要因としては、浄水施設及び配水設備に関する対象工事がなかったことによるものであります。

資本的収支の不足額2,010万4千円については、当年度分消費税及び地方消費税調整額37万1千円、減債基金1,384万4千円、過年度損益勘定留保資金588万9千円により補填したものです。

尚、資本的収入及び支出の状況は表2のとおりであります。

水道料金等滞納状況は、表5のとなっております。水道料金等滞納については、計画的に分納方式をとっているとともに、戸別徴収に鋭意努力しているものの、令和6年度末の滞納は件数で198件、金額で355万円であり、前年度件数231件、金額は420万円に対し、件数で33件減、金額で65万円の減となっております。これは令和7年3月分使用料

の一部が翌月の納入処理になったことによるものであり、実質的に一時的な現象とも言えるという事になります。

それでは3ページの方を見て頂きたいんですが、未収金、未払金、預貯金等及び企業債については、3ページ記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し下さい。

令和6年度の審査に付された水道事業会計の予算執行及び収入、支出等に関する事務については、適切に執行されたものと認められます。

有収率は漏水箇所が減少したことにより、72.6%で前年度(71.0%)より1.6ポイントの増となっております。今後も漏水対策を進め、有収率が増加されるよう努めていただきたい。

また、予定されている老朽化施設の更新事業の為に、内部留保資金の枯渇も懸念されるなど、厳しい経営状況が想定されます。今後も一層の経営効率化に取り組み「安全」で「安心」な水道水を安定供給するよう努めて頂きたいと思えます。以上です。

◎ 委員長(笠松悦子)

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書並びに主要施策・事業等説明資料の13ページに基づき、決算内容を収入支出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(澤田浩一)

令和6年度知内町水道事業会計決算についてご説明致します。決算書の163ページをお開き願います。

令和6年度知内町水道事業決算報告書。収益的収入及び支出。収入からご説明致します。1款水道事業収益で1項営業収益が1億537万480円、1目給水収益で令和5年度と比較し給水量が約70,000m³減少、特に北海道電力知内発電所が約21,000m³の減少で、当初予算額に比べまして、約320万円程の減額となっております。2項営業外収益が2,030万3,818円、令和5年度は資産除却により、長期前受金戻入として一時的に増額となりましたが、令和6年度については例年と比較し特に変化がございませんでした。

3項特別利益は2,000円。以上、水道事業収益決算額合計で1億2,567万6,298円となります。

次に支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用1億3,924万3,889円で不用額が1,075万2,111円発生しております。主なものと致しましては、1目原水及び浄水費、約310万円の減、2目配水及び給水費で約190万円の減、3目総係費で約70万円の減、4目減価償却費で約440万円の減額となっております。主な要因としては修繕費や委託費の落札減、また光熱水費の残額によるものであります。2項営業外費用581万9,645円でこれは消費税額の確定により、107万7,355円の不用額を計上しております。3項特別損失3万8,374円、4項予備費は3項特別損失への流用が1万2,176円ありました。以上水道事業費用決算額合計で1億4,510万1,908円となります。

164ページになります。資本的収入及び支出、収入からご説明致します。1款資本的収入で1項他会計補助金304万9,286円、2項工事負担金231万円、以上決算額合計535万9,286円です。

続きまして支出です。1款資本的支出、1項建設改良費1,161万8,970円。2項企業債償還金1,384万4,051円。以上決算額合計2,546万3,021円です。

尚、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,010万3,735円は当年度分消費税及び地方消費税調整額37万1,063円。減債基金1,384万4,051円。過年度損益勘定留保資金588万8,641円で補填致しました。

次に165ページです。令和6年度知内町水道事業損益計算書です。1の営業収益から、2の営業費用を差し引いた営業損失が3,834万2,817円。また3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた額が1,838万9,120円。経常損失が、1,995万3,697円であります。5の特別利益が2,000円、6の特別損失が3万7,177円。5の特別利益から6の特別損失を差し引いた額がマイナス3万5,177円、当年度純損失が1,998万8,874円、前年度繰越利益剰余金が3,381万1,820円、その他未処分利益剰余金変動額1,384万4,051円、最後に当年度未処分利益剰余金が2,766万6,997円となります。

次に166ページの剰余金計算書の説明は省略させていただきまして、167ページの令和6年度知内町水道事業剰余金処分計算書（案）についてご説明致します。当年度末の未処分利益剰余金が2,766万6,997円であります。

未処分利益剰余金については、令和2年度までは、減債積立金及び建設改良積立金に積立しておりましたが、近年、水道本管の破損事故が多発し多額の費用を要しており、今後も配水管及び各施設による老朽化に伴い費用が発生する事が懸念されておりますので、単年度会計には余裕が無く、緊急時に対応すべく費用として基金には積み立てずに剰余金として残したいと考えております。

この剰余金処分計算書（案）は議決事項となっておりますので、議決頂きますよう、よろしくお願い致します。

続きまして168ページ、令和6年度知内町水道事業貸借対照表であります。資産の部1の固定資産と2の流動資産の資産合計14億8,020万2,429円、続いて169ページ、負債の部です。3の固定負債から5の繰延収益までの負債合計が4億4,036万8,091円。

続きまして170ページ、資本の部です。6の資本金で資本金合計5億1,136万2,426円。7の剰余金は、(1)資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせて3億2,847万1,912円です。資本金と剰余金を合わせた資本合計が8億3,983万4,338円で、負債と資本を合わせた負債資本合計が14億8,020万2,429円となります。

続いて、171ページ、令和6年度知内町水道事業キャッシュフロー計算書であります。1の業務活動によるキャッシュフローは、当年度純損失から支払利息等支払額までの合計で1,126万6,575円。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費から投資活動による資産の増減までの合計を2,156万5,062円。3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の償還分でマイナス1,384万4,051円であります。1の業務活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフローの合計で資金増加額が1,898万7,586円で、資金期末残高4億2,814万8,680円です。

172ページの注記については説明を省略し、174ページをお開き願います。

令和6年度知内町水道事業報告書になります。(1)総括事項では、①業務量に関してから⑥の企業債に関する概況について記載しておりますが、①業務量に関しては町の人口減少並びに工業用給水量の減少により年々4、5%ずつ減少しており、それに比例をして収益についても年々減少している状況です。

次に175ページです。(2)経営指標に関する事項についてですが、中段の経営指標の推移をご覧ください。経常収支比率から管路更新率まで5つの指標の推移について、過去5年間分を記載しておりますが、経営の健全性を示す経常収支比率は令和4年度から100%を下回り、経常損失を生じていることを示しております。

残念ながら令和7年度についても、100%を下回る見込みであり要因としてはやはり水道使用料の減収や老朽化した管路の修繕費、人件費等の増加があげられますが、今後は更に耐用年数を向かえた管路の更新事業も長期に渡り、進めていく必要がありますので、今後は上下水道使用料検討委員会を立ち上げて、現在の状況から今後についての様々な検討を進める必要があると考えております。

次に176ページから188ページの企業債明細書までの説明を省略させて頂きまして、過去に何度かご質問を頂いております消費税の算定方法についてご説明させて頂きます。

189ページの別紙をご覧ください。確定消費税額は仮受消費税から仮払消費税を差引き、特定収入消費税見合分を差し戻したものにその他調整増減を行い算出しております。

仮受消費税から仮払消費税を差引いた金額が実際の納税額にならない理由ですが、まず1点目は特定収入について、補助金などの実際課税の支出に充当した消費税見合分の金額を国税庁が定めるもので、補助金全額に対して消費税がかかるものではないものですから、仮払消費税から差し戻す形となります。

また、その他調整増減ではインボイス制度非対応取引に係る税額分を調整するものとなります。また算出するための計算でも必ず端数が出る事も理由の1つとなっております。

尚、消費税の算出方法につきましては、下水道事業会計も同様となっておりますのでご了承願います。

続きまして令和6年度主要施策・事業等の説明をさせて頂きますので主要施策・説明資料の13ページをお開き願います。

ナンバー140、141、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費ではナンバー140、電気計装設備保守点検業務委託で3浄水場の計装機器類点検他を361万9千円で実施、ナンバー141、ろ過池ろ過砂搬入敷均しでは毎年順番に実施しております3浄水場のろ過砂の入替え等を398万1千円で実施しております。

ナンバー142、配水及び給水費では、知内町漏水調査業務委託で昨年度は上雷及び重内地区の音聴漏水調査を282万7千円で実施しており、合計7カ所の漏水箇所を特定し、修繕しております。

ナンバー143、1款資本的支出、1項建設改良費、2目消火栓設置費では、昨年度は上雷地区消火栓更新工事を231万円で実施しております。

ナンバー144、1項営業費用、3目総係費では水道事業計画変更申請業務委託を979万円で実施しており、令和6年度末において無事簡易水道事業への事業変更を完了しております。

以上で水道事業会計決算の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（笠松悦子）

説明が終わりましたので、これから収入支出一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番、花井委員。

◎ 2 番（花井泰子）

主要施策の所の140番と144番に関わるかと思うんですが、今湯ノ里の浄水場と小谷石、元町と営業している形になっているかなと思います。湯ノ里の浄水場が建設されて何年間経過しているか教えてまず頂きたいというふうに思います。

◎ 委員長（笠松悦子）

2番、花井委員さん、もう1度お願いします。

◎ 2 番（花井泰子）

今の144番で、湯ノ里と小谷石は元町の方に変わったという事なんです。今まで使っている湯ノ里の浄水場と小谷石の浄水場、これはどういう形になるのでしょうか。

◎ 委員長（笠松悦子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

ご説明致します。事業全体を3浄水場を簡易水道事業に変更したんですが、浄水場としては今の所は何も変わらないです。将来的には湯ノ里浄水場は大雨が降ると水が濁りまして、濁度が出るということで、知内浄水場の方から湯ノ里浄水場の方に水を送り込んで、そちらの水を湯ノ里町内に配水する形となる予定です。以上です。

◎ 委員長（笠松悦子）

2番、花井委員。

◎ 2 番（花井泰子）

そうしますと当分の間は、そのまま使っていくという形になるんですね。

そこでなんですが、少し2、3分時間を頂きたいと思うんですが、湯ノ里の浄水場を作る時にあそこには道路がございませんでしたので、町民の所有地を道路として今までずっと使われています。その最初の申し出は、前の前の町長さんの時に町民の方に自ら出向き、そしてその道路を使わせて欲しいということだったそうなんですが、ところがとても狭いんですね、町長自ら出向いたという事で、町民はそれを受け入れて町の土地と交換をしたという経過があるというふうに伺っています。

私としては町の道路として町道として、当然そこを指定をして、そして町の浄水場まで行く道路としてやってくれるだろうというふうに、私と町民は思っていたんですが未だかつてそこは何も手を付けられていないという感じです。ですから、大切な浄水場は町民のお水という事でその土地を持っている町民は町長の申し出をお断るわけにはいかないという事で、それを受け入れて、当然道路になるという所ですから簡易であろうが何だろうが、舗装をしてもらって当然だというふうに私も思って実は相談を受けたんですが、今の所何ら解決していない。

何処でその話をしたら良いかなと、相当の年数私は悩みました。1番良いのは担当の係、建設水道課にやっぱり問い合わせするのが良いと思っていましたけれども、なかなか進んでいません。ですから本当に町民が苦しんでいるところ。最初に私が伺ったのは何年間経過しているかというのそういうことです。雨が降ったら水溜まり、乾いたら粉塵が舞う、町の車

が浄水場に毎回通うというそういう状況をそのままにして良いのかどうかというのを、私は疑問に思います。その事を質問は3回ですから、最後町長にお願いをしたいんです。その実態を調べ、どうしたら町民の願いに答えることが出来るか、調べて頂きたいと思いますが、町長お願い致します。

◎ 委員長（笠松悦子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

まず先に私の方からご説明させていただきます。2番議員さんからは以前からその旨相談されておりまして、私共も正直財源の方とか調べさせて頂いておりました。浄水場が公用施設としてみなされるかどうかというのを確認しておりまして、北海道に確認したところ公用施設しては認められないとなった場合に、実は過疎債が使えないんですね。そうなった時に事業費で6千万円から7千万円試算しておりまして、なかなか単費でやるのはゆるくないだろうというふうに判断しております。それで、来年度に向けて取りあえず延長をどうするか、正規の道路の規格じゃなくても舗装出来るような形でするようには、今係と話をしております、何んとか予算ヒアで予算を通したいなと思っております。以上です。

◎ 委員長（笠松悦子）

2番、花井委員。

◎ 2番（花井泰子）

つい先だってもこの町民は諦めているというお話をされました。そのことを何故担当の町民の所にここまで来ているんだよと説明にいかなかったのかなと、もう何十年も我慢して待っている状態だったので、そのことは丁寧にしていきたいというふうに思いますし、今予算が付けるという事を伺いましたので、良かったなと思います。これで終わります。

◎ 委員長（笠松悦子）

花井委員さん、町長さんに先程求めてましたけれど、町長さんのご意見よろしいですか。

◎ 2番（花井泰子）

お願いしたいです。

◎ 委員長（笠松悦子）

町長。

◎ 町長（西山和夫）

残念ながら予算付いたという事ではなくて、あくまでも過疎債で対応できるかどうかという確認をしたら、公共施設として認められないという事で、それで単費で大体6千万円から7千万円かかるので、これから協議をさせて頂いてどういう形態をとった方が良いのか、その確認は事務方で当然しているんだろうけども、そういう事例が何故過疎債使えないのか、公共施設として認めてもらえないのか、その辺もちょっと把握しながら最終的に判断をさせて頂ければと思います。

◎ 委員長（笠松悦子）

2番、花井委員。

◎ 2番（花井泰子）

今町ではね、各家庭に自分の家の所にアスファルトをしても良いよということで補助金も出しているはずですよ。その何十年も悩んでいる町民のためのことを思ったら、私はそういう方法だって考えられるんじゃないかというふうに思っています。とても狭い所を町に譲った

ということですから、規定の道路には多分ならないのではないかと思うんですね。本人がいうにはそんなことになるんだったら、自分の家はもっと後ろに建てれば良かったっていう話でした。諦めてもいました。だけどこんな事ね、諦めさせるわけには私はいかないと思います。何十年も町の車が通って粉塵をまっけて、大変な目にあっているんですから、そのことを考えて頂きたいというふうに思います。何らかの方法ってあるのかなというふうに思って終わります。

◎ 委員長（笠松悦子）

その他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第5号、令和6年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第6号 令和6年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長（笠松悦子）

日程第5、認定第6号、『令和6年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

木村代表監査委員。

◎ 代表監査委員（木村和義）

それでは、令和6年度知内町下水道事業会計の決算審査意見書について述べさせていただきます。

令和6年度の下水道事業収益は2億1,668万7千円（税抜）で、対前年度対比4,472万5千円の減となっております。下水道事業費用は、1億9,177万3千円（税抜）で、対前年度対比5,27万6千円（△2.7%）の減です。純利益は2,491万3千円となっております。

また、経常収支比率は113.0%となっており、料金回収率は25.4%となっております。

なお、収益的収入及び支出の状況は表1、また、公共下水道利用状況は表3、浄化槽整備設置状況一覧表は表4のとおりでありますので、ご参照下さい。

資本的収入及び支出。資本的収入は5,908万1千円で、資本的支出は1億3,201万2千円となっております。資本的収支は、7,293万1千円の赤字となります。この主な要因としては、収入に関しては建設改良に伴う、企業債の借入、国庫補助金によるもの

であり、支出に関しては建設改良費及び企業債の償還金によるものであります。

資本的収支の不足額7, 293万円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額236万4千円、当年度損益勘定留保資金4, 225万7千円、当年度未処分利益剰余金が2, 832万円により補填したものであります。

なお、資本的収入及び支出の状況は表2のとおりであります。

下水道料金等滞納状況です。下水道料金等滞納状況は4ページの表5のとおりになっております。下水道料金等の滞納については、計画的に分納方式をとっているとともに、戸別徴収に鋭意努力しているものの、令和6年度末の滞納は件数で78件、金額で79万5千円であります。これは、令和7年3月分使用料の一部が翌月の納入処理になったことによるものであり、実質的に一時的な現象であるといえます。

また未収金、未払金、預貯金等、企業債につきましては、3ページ記載のとおりになっておりますので、後程お目通し頂ければと思います。

令和6年度の審査に付された下水道事業会計の予算執行及び収入、支出等に関する事務については、適切に執行されたものと認められます。今後も人口減少により使用料の減少、施設の老朽化による多額の更新費用の増加に伴い、厳しい経営が想定されることから一層の経営効率化に取り組み事業経営をするよう努めて頂きたいと思っております。以上です。

◎ 委員長（笠松悦子）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書並びに主要施策・事業等説明資料の13ページから14ページに基づき収入支出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（澤田浩一）

令和6年度知内町下水道事業会計決算についてご説明致します。決算書の193ページをお開き願います。

令和6年度知内町下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出。収入の方からご説明致します。

1款下水道事業収益、1項営業収益が3, 805万6, 391円。1目下水道使用料で令和5年度と比較し、有収水量が262, 906^m、前年比12, 191^mの減となっており、要因と致しましては食品製造会社の使用水量の減少が主なものとなっております。

2項営業外収益が1億8, 161万8, 113円、内容と致しましては1目他会計補助金1億2, 611万878円で、一般会計からの営業助成金及び繰入金で1億2, 611万878円で、内訳は営業助成金として1億2千万円、料金改定差額補填分で611万878円となっております。3目長期前受金戻入1, 929万7, 765円が主なものとなっております。3項特別利益が24万6, 400円。増額の要因は、過年度二重過払い分の戻入によるものです。

以上下水道事業収益決算額合計で2億1, 992万904円となります。

次に支出です。1款下水道事業費用、1項営業費用1億8, 292万7, 869円で不用

額が3,881万4,931円発生しております。主なものと致しましては、3目処理場費約510万円、4目総係費約300万円、5目減価償却費2,830万円の減で主な要因としては、修繕費や委託料の落札減、光熱水費の残額によるものとなっております。

2項営業外費用971万7,943円、3項特別損失9,699円、これは不納欠損計上によるものです。4項予備費は営業費用へマンホールポンプ修繕費不足分としての流用で20万2,800円ありました。

以上、下水道事業費用決算額合計で1億9,265万5,511円となります。

194ページです。資本的収入及び支出。収入の方からご説明致します。1款資本的収入、1項企業債2,910万円。2項他会計補助金2,998万500円。以上資本的収入決算額合計5,908万500円です。

続きまして支出です。1款資本的支出、1項建設改良費5,588万円。2項企業債償還金7,613万1,683円、以上資本的支出決算額合計1億3,201万1,683円です。

尚、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、7,293万1,183円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額235万4,500円、当年度損益勘定留保資金4,225万6,639円、繰越利益剰余金2,832万44円で補填致しました。

次に195ページをお開き下さい。

令和6年度知内町下水道事業損益計算書です。1の営業収益から2の営業費用を差引いた営業損失が1億4,132万6,260円、3の営業外収益から4の営業外費用を差引いた額が1億6,602万5,450円で、経常利益が2,469万9,190円。5の特別利益から6の特別損失を差引いた額が21万4,301円。最後に当年度純利益が2,491万3,491円。前年度繰越利益剰余金が3,905万6,844円。当年度未処分利益剰余金が6,397万335円となります。

次の196ページの知内町下水道事業剰余金計算書の説明は省略させて頂き、197ページの令和6年度知内町下水道事業剰余金処分計算書(案)についてご説明致します。

当年度末の未処分利益剰余金が6,397万335円ではありますが、先程説明致しました資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補填財源として2,832万44円を使用し、自己資金へ繰入されることから処分後残高が3,565万291円となります。

未処分利益剰余金については水道事業と同様、単年度会計に余裕がなく緊急時に対応すべく費用に使用出来るよう剰余金として残したいと考えております。この剰余金処分計算書(案)は議決事項となっておりますので、議決を頂けますようよろしくお願い致します。

続きまして令和6年度知内町下水道事業貸借対照表です。

198ページをお開き下さい。資産の部1の固定資産と2の流動資産の資産合計29億2,619万3,333円。

続いて199ページ負債の部です。3の固定負債から5の繰延収益までの負債合計が21億9,486万5,125円。

続いて資本の部、200ページです。6の資本金と7の剰余金を合わせた資本合計が7億3,132万8,208円、負債と資本を合わせた負債資本合計が29億2,619万3,333円となります。

続いて201ページ、令和6年度知内町下水道事業キャッシュフロー計算書であります。

1の業務活動によるキャッシュフローは、当年度純利益から支払利息等支払額までの合計

で6, 288万7, 053円。2の投資活動によるキャッシュフローは、建設改良費から投資活動による負債の増減までの合計でマイナス719万1, 903円。3の財務活動によるキャッシュフローは、企業債の発行及び償還分で合計でマイナス4, 703万1, 683円。1の業務活動によるキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフローの合計である資金増加額が866万3, 467円で、資金期末残高が4, 306万966円となります。

なお、202ページの注記から217ページの別紙、令和6年度下水道事業会計消費税算定方法につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして令和6年度主要施策・事業等の説明をさせていただきます。主要施策・事業等説明資料の13ページになります。

ナンバー145、1款資本的支出、1項建設改良費についてはストックマネジメント計画により、機能確保を目的としてポンプ類や電気及び計装設備の更新工事を実施しており、1目マンホールポンプ建設改良費ではナンバー3, 112のマンホールポンプ所の更新を1, 507万円で実施、ナンバー146、2目処理場建設改良費では、知内町クリーンセンター脱臭設備更新工事を4, 081万円で実施しております。

続きましてナンバー147から149、1款下水道事業費用、1項営業費用、3目処理場費では、知内及び湯ノ里クリーンセンターの非常用発電機の点検や受変電設備点検等合計389万4千円で実施しております。

ナンバー150、4目総係費では公営企業会計運用支援業務を330万円で実施。

続きまして14ページです。ナンバー151、知内町下水道事業経営戦略改定業務委託を572万円で実施しており、これらについては国から5年に一度の改定を求められており改定することが補助金の要件となっております。主な改定内容としては、経営状況がどのように推移しているかの確認と今後の予測であり、昨年度の下水道使用料金改定について反映されております。

以上で下水道事業会計決算の説明を終わらせて頂きます。よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（笠松悦子）

説明が終わりましたので、これから収入支出一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願ひます。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第6号、令和6年度知内町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定については、認定すべきものと決定しました。

● 閉会宣言

◎ 委員長（笠松悦子）

これで本委員会に付託された案件は、すべて終了致しました。

これで会議を閉じます。

令和6年度知内町各会計決算審査特別委員会を閉会致します。

委員の皆様には、熱心なご審議をいただき、また格別なご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

なお、この後、議員控室におきまして、審査意見の取りまとめを行いますので、委員の皆様はよろしくお願ひ致します。

本当にどうもありがとうございました。

（ 閉会 午前10時50分 ）